



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 日 機 装 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 加 藤 孝 一
(コード番号 6376 東証プライム)
問合せ先 執行役員コーポレート部門長 村 上 雅 治
(TEL. 03- 3443 - 3717)

(経過事項の開示)

タックス・ヘイブン対策税制に基づく更正処分に対する 東京高等裁判所への控訴について

当社は、2021 年 8 月 16 日付で開示した「税務当局からの更正による追徴に関する当社見解について」のとおり、当社連結子会社グループ Clean Energy & Industrial Gas グループ（CE&IG グループ）の外国子会社 3 社に対してタックス・ヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとして、同外国子会社の親会社となる日機装インターナショナル株式会社の 2018 年度事業所得金額について、更正処分等を受けました。

当社はこれを不服として、東京地方裁判所に対し、更正処分等の取消請求訴訟を提起しておりましたが、2025 年 5 月 16 日、当社の請求を認めない旨の判決が出されました。

これに対し、2025 年 5 月 29 日、当社は東京高等裁判所へ控訴することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

- ・ 2021 年 7 月 8 日 東京国税局より更正通知書の受領
- ・ 2021 年 10 月 4 日 国税不服審判所に審査請求書提出
- ・ 2022 年 9 月 6 日 国税不服審判所より審査請求を棄却する旨の決定を受領
- ・ 2023 年 2 月 28 日 東京地方裁判所へ更正処分等の取消請求訴訟の提起
- ・ 2025 年 5 月 16 日 東京地方裁判所による判決の言い渡し

2. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、到底承服できるものではないので、東京高等裁判所への控訴を通じて、当社の正当性を改めて主張してまいります。

尚、本件については、2021 年 12 月期に法人所得税として約 17 億円を計上しており、納付も完了しています。

今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上